

和水町新型インフルエンザ等対策行動計画（概要版）

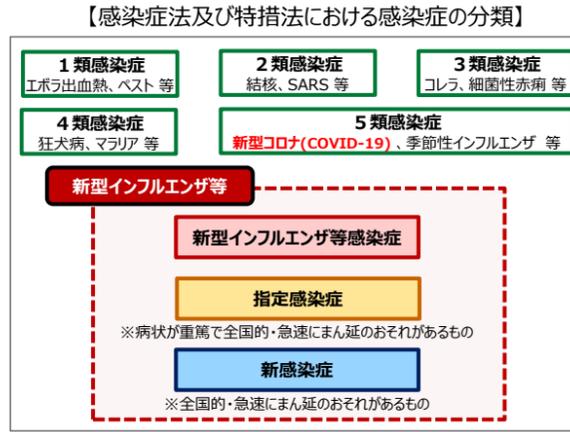
はじめに

1 計画の趣旨・経緯

- 新型インフルエンザ等の新たな感染症危機への対策に関する基本的な方針や実施する措置、関係機関の役割等を示す計画
- 平成18年(2006年)に策定し、平成25年(2013年)に従来の計画に見直し
- 新型コロナウイルス感染症対応の課題や関係法令の改正等を踏まえ、政府行動計画や県行動計画に基づき改定

2 計画の位置付け・期間

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に規定される市町村行動計画として策定
- 今般の改定後は概ね6年ごとに改定
(新型インフルエンザ等が発生した場合は、その対応経験をもとに、随時見直し)



I 総論

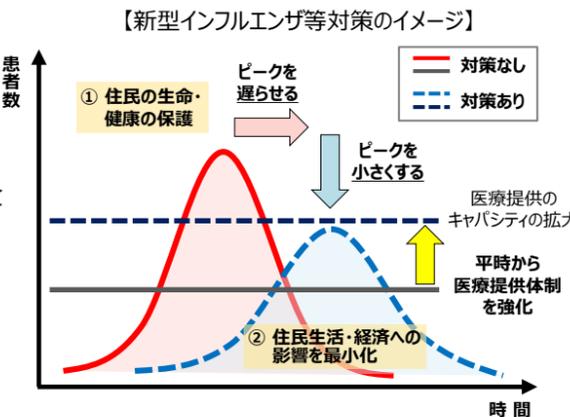
1 対策の目的

① 住民の生命及び健康の保護

- 平時から医療提供体制の整備を推進することにより、治療を要する患者に適切に医療を提供し、重症者や死亡者を最小化する
- 感染拡大防止措置により流行のピークを遅らせ、小さくすることで、ワクチンの接種体制整備等の期間を確保しつつ、医療提供体制への負荷を軽減させる

② 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の柔軟な切替えにより、住民生活及び社会経済活動への影響を軽減させる
- 医療機関や事業者等におけるBCPの策定・実行等を通じて医療提供・業務の維持に努める



2 対策の基本的な考え方

政府行動計画及び県行動計画等における対応策を踏まえつつ、新型インフルエンザ等対策の基本方針（町の基本的な考え方）は次のとおりです。

- ① 住民への周知啓発を行い、感染予防に努めます。
- ② 国や県との連携を図り、発生状況を把握し感染拡大を防止します。
- ③ パニックや風評被害を防ぐため、住民への正確な情報提供を行います。
- ④ ワクチン接種体制を整え、円滑なワクチン接種を実施します。
- ⑤ 社会的弱者等への生活支援、あるいは住民支援策を講じます。
- ⑥ 各課等の休止不能（3日以内）業務整理票（以下「休止不能業務整理票」という。）に基づき、BCPの策定及び見直しをします。

3 時期区分の想定

- 各種対策を切り替えるべきタイミングを明確化するため、3つの時期区分を想定
- 発生した感染症の特徴や流行状況等に応じて、柔軟に対策を切替え

準備期 (平時)	新型インフルエンザ等の発生前(平時)に、予防や事前準備などの備えに取り組む期間
初動期	新型インフルエンザ等の可能性がある感染症を感知して以降、国が発生を公表し、特措法に基づく政府対策本部及び県対策本部が設置されるなど、感染症の情報を収集し、町対策委員会を通じて情報共有する期間
対応期	町対策本部を設置して国の基本的対処方針等に基づく対策を講じる期間から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行するまでの期間

4 対策実施上の留意事項

- 平時の備えを充実させ、訓練等により迅速な初動体制を確立する
- 対策を実施する際は、**基本的人権を尊重し、対策による制限は必要最小限**とする
- **感染症危機下の災害対応についても想定し**、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を推進する
- 対策の実施に係る記録を作成・保存・公表 等

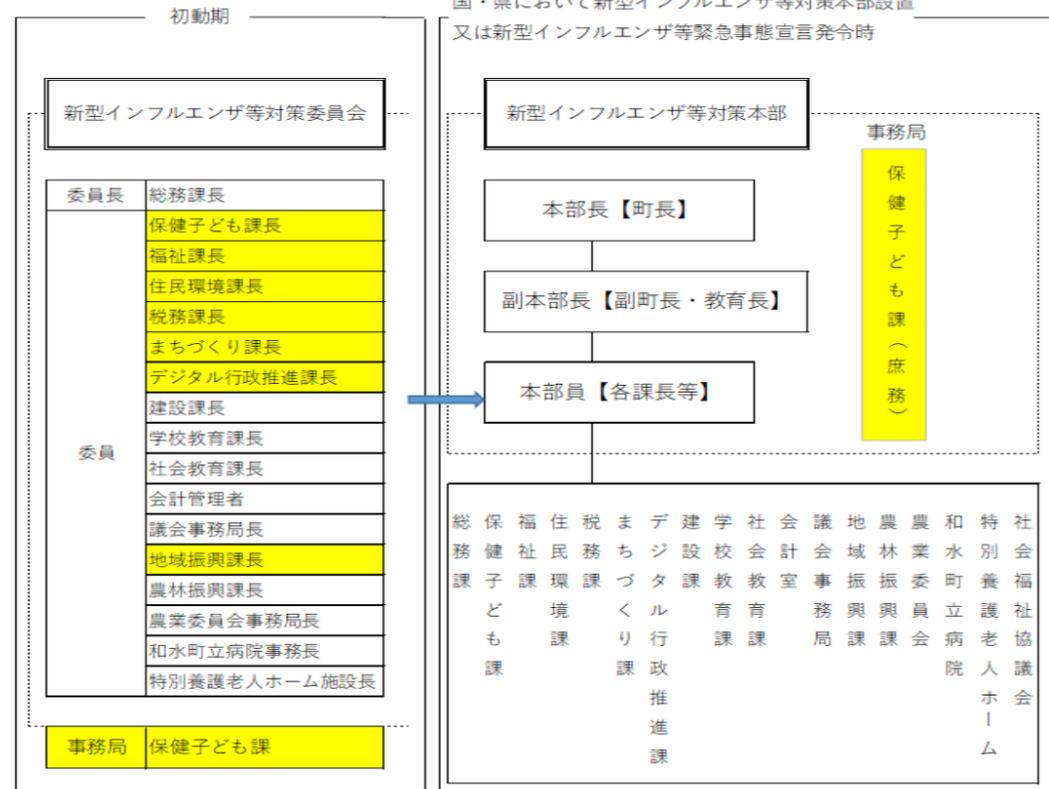
5 複数の対策項目に共通する横断的視点

- ① 人材育成
 - 実践的な訓練・研修を通じて、感染症危機管理に携わる人材を育成
- ② 国、県及び他市町村との連携
 - 平時から役割分担を整理し、相互の連携体制やネットワークを構築
- ③ DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進
 - 有事での活用も念頭に、平時業務におけるICT化等を着実に推進

6 計画の実効性確保

- 国内外の感染症の発生動向やそれらの対応状況、関係法令・計画等を踏まえ、**計画を定期的に見直し**
- **対策の実施体制を明確化**（対策の検討・立案・実施、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた調整、意思決定や指揮命令等）
- 平時から関係機関との協議等を実施し、役割分担や連携体制を整理

町対策本部等の組織体制



II 各論

対策項目	概要	準	初	対
① 実施体制	訓練の実施、有事の業務・必要人員等の整理、国、県との連携強化 町対策委員会を設置して情報を共有、対策措置の準備 国や県の基本的対処方針に基づき、地域の実情に応じて対策を実施			
② 情報提供・共有 リスクコミュニケーション	基本的な感染対策等の啓発、感染状況等の情報提供体制の整理 各種媒体を活用した迅速な情報提供・共有、偏見・差別の防止啓発 科学的知見に基づく情報を繰り返し丁寧に発信			
③ まん延防止	基本的な感染対策の普及 国からの要請を受けて、まん延防止対策の準備			
④ ワクチン	接種体制や役割分担の整理、ワクチン接種資材の確保方法の確認 国の実施方針に基づく接種体制の速やかな構築 集団接種の実施、高齢者施設等への巡回接種の実施			
⑤ 保健	県からの要請に伴う要配慮者等への健康観察及び生活支援			
⑥ 物資	計画的な感染症対策物資等の備蓄			
⑦ 住民生活・経済 の安定確保	生活支援を要する者への支援等の準備、火葬体制の構築 遺体の火葬・安置施設の確保 生活支援を要する者への支援、教育支援、事業者支援、火葬の実施			